

徹底取材した慰安婦問題「資料集」



朝日新聞編集委員の北野隆一さんが 8 月 25 日、本書を出版しました。北野さんから届いたメールには、出版の目的が次のように書かれています。

朝日新聞は 2014 年 8 月、過去の慰安婦報道を検証した特集記事「慰安婦問題を考える」を掲載。朝鮮人女性を慰安婦にするため強制連行したとする吉田清治氏の証言を「虚偽」と判断し、記事を取り消しました。しかし謝罪が遅れたことなどから強い批判が起こり、翌 2015 年には朝日新聞社に対する集団訴訟が右派 3 グループから相次いで提起されました。

著者は 2014 年の特集記事の取材班に参加し、その後も慰安婦問題の取材を続けています。本書では朝日新聞の報道と、保守・右派の批判を訴訟の経過に沿って詳述。双方の主張と裁判で示された判断を並べて記し、「第三者委員会報告書」や「米国での慰安婦像撤去訴訟」「植村隆・元朝日新聞記者の訴訟」についても詳報しました。

慰安婦問題の今と今後の課題を考えるために、ご一読を薦めます。

「はじめに」から

慰安婦問題にはさまざまな側面がある。

第 1 に 1930、40 年代、戦時中に日本軍がアジア各地の戦線に設けた慰安所で、日本人や朝鮮人をはじめ日本に占領された各国の女性が慰安婦として働かされた問題。

第 2 に 1990 年代以降、韓国などアジア各国、オランダなどの政府や被害者、支援団体が日本に対して謝罪や補償を求めた戦後補償の問題。国連人権機関などで戦地における女性の人権の問題の象徴的事例と認識されていった側面もあつた。

第 3 に日本国内で 90 年代以降、戦時中の日本による「加害」の歴史として提起され、その後保守・右派からの反論により、日本の加害責任が否定されていった「歴史認識」の問題。

これに加えて、慰安婦問題をはじめとする戦争被害の問題を、だれの視点で見るか、という側面もある。

たとえば「強制」という言葉は、元慰安婦の女性から見れば、自分の意思に反して戦場や占領地の慰安所に連れて行かれたとか、慰安所で日本兵の性の相手に従事することを強いられたとかいう意味になる。強制をめぐる議論は、元慰安婦自身の体験とその記憶を語る証言が出発点となる。命令を発し、あるいは強要、暴行を実行してその女性に強制した主体がだれなのか、

どんな組織だったのかは、女性本人から見ると必ずしも判然としない場合が多い。

一方で、旧日本軍や政府から見れば、「強制」とは公権力の行使として、軍人や官憲（役人、とくに警察官）が命令を出して女性らを従わせる、という意味になる。強制をめぐる議論は、法的な命令が出されたか、あるいは物理的な強制力の行使があったことかを示す公的文書での証拠があるかどうかが出発点となる。たとえ元慰安婦の女性が意に沿わない行為を強いられたと証言しても、軍や政府による命令や強制力の行使を示す証拠がない限り、その被害体験が日本による「強制」とは証明できない、という論理展開もあり得るだろう。

「強制」や「強制連行」という言葉だけでも、だれの視点からものごとを見るかによって、その意味も見える景色も、まったく変わってくる。「慰安婦問題」を取材して、議論としてかみ合わない言葉の応酬に直面するたび、そのことを何度も何度も、繰り返し痛感させられてきた。

この本では、慰安婦問題が戦後、どのように取り上げられてきたかを、さまざまな記録をもとにたどる。続けて、朝日新聞をはじめとする慰安婦問題の報道と、これに対する保守・右派の批判について、主に訴訟の経過に沿う形で記していく。

(2 面へ)

「目次」全文紹介

第1章 慰安婦問題とは

朝日新聞の2014年検証記事にQ & A形式で掲載した解説は大幅に圧縮されたものだったので、本書ではもとの長い原稿を生かして全面的に加筆した。

第2章 問題のこれまで

I 河野談話まで

- ①沖繩の元慰安婦（1975年）②吉田清治氏の登場（1982年）③タイの元慰安婦（1984年）④韓国挺対協の結成（1990年）⑤韓国で初の名乗り出（1991年）⑥「軍関与」示す資料（1992年）⑦河野談話（1993年）

II アジア女性基金発足から少女像建立まで

- ①アジア女性基金発足（1995年）②償い金伝達（1997年）③韓国での事業終了（2002年）④韓国外交文書公開（2005年）⑥韓国憲法裁判所決定、少女像建立（2011年）

第3章 保守・右派の台頭

- ①西岡氏の批判（1992年）②秦氏の批判（1992年）③歴史教科書キャンペーン（1996～97年）④朝日の検証記事（1997年）⑤女性国際戦犯法廷（2000年）

第4章 2014年検証記事

I 検証記事

- ①米国に少女像（2013年）②検証チーム発足へ（2014年3月）③検証班の取材（2014年春）④謝罪の可否（2014年7月）⑤検証記事への批判（2014年8月）

II 第三者委員会の検証

- ①社長のおわび（2014年9月）②第三者委員会報告書（2014年12月）③国際的影響（2014年12月）④継続報道を約束（2014年12月）

第5章 「慰安婦問題を考える」

I 軍や警察の公文書にみる実態（2015年7月）

- ①永井和氏に聞く②研究は1990年代から③慰安所は軍の施設

II 慰安婦と挺身隊の混同（2016年3月）

- ①吉方べき氏に聞く②戦時中のうわさ③韓国政府「概念区分を」

III 元慰安婦の証言から（2016年5月）

- ①証言と記録が一致②軍事郵便貯金の記録③慰安所管理人の日記④元兵士の回想記⑤徴集形態を四分類

IV 植民地支配下の戦時動員（2016年11月）

- ①総動員体制で農村は疲弊②直接的暴力なき動員③韓恵仁氏に聞く④植民地とは

V 裁かれた戦時の性暴力（2017年3月）

- ①東京裁判の研究者に聞く②インドネシアで証言調査③ドイツの研究者に聞く④戦時の性暴力は「人道に対する罪」

第6章 保守・右派の提訴

- ①「すべては朝日新聞から」（2014年）②産経「歴史戦」連載（2014年）

第7章 「朝日新聞を糺す国民会議」の訴訟

I 一審・東京地裁

- ①国民大集会（2014年10月）②提訴（2015年1月）③記者会見（2015年1～2月）④被告答弁書（2015年9月）⑤第1回弁論（2015年10月）⑥第2回弁論（2015年12月）⑦準備書面（2016年1月）⑧結審（2016年3月）⑨判決（2016年7月）

II 控訴審・東京高裁

- ①控訴理由書と答弁書（2016年9～12月）②第1回弁論（2017年2月）③第2回弁論（2017年6月）④判決（2017年9月）

第8章 「朝日新聞を正す会」の訴訟

- ①提訴（2015年2月）②答弁書（2015年5月）③第1回弁論（2015年5月）④原告側第一準備書面（2015年7月）⑤原告陳述書（2016年1月）⑥第2回弁論。結審（2016年6月）⑦一審判決（2016年9月）⑧控訴審判決（2017年3月）⑨甲府地裁へ提訴（2016年8月）⑩甲府地裁判決（2017年11月）

第9章 「朝日・グレンデル訴訟」

I 一審・東京地裁

- ①提訴（2015年2月）②独立検証委員会報告書（2015年2月）③被告側答弁書（2015年9月）④第1回弁論（2015年9月）⑤第2回弁論（2015年12月）⑥国連での外務審議官発言（2016年2月）⑦第4回弁論と取材拒否（2016年5月）⑧第5回弁論（2016年7月）⑨戦歿者追悼集会（2016年8月）⑩第6回弁論（2016年9月）⑪第7～9回弁論（2016年10～12月）⑫結審後報告会（2017年1月）⑬判決（2017年4月）

II 控訴審・東京高裁

- ①控訴理由書（2017年8月）②第1回弁論、結審（2017年10月）③判決（2018年2月）④集団訴訟がすべて終結（2018年2月）

第10章 米国での慰安婦像撤去訴訟

- ①グレンデル市に慰安婦像（2013年7月）②連邦地裁に提訴（2014年2月）③連邦地裁で敗訴（2014年8月）④敗訴確定、日本政府が意見書（2017年3月）⑤州裁判所で「SLAPP」認定（2015年8月）⑥最大の成果は日本政府の意見書（2018年2月）

第11章 植村隆・元朝日新聞記者の訴訟

①提訴（2015年1～2月）②植村氏の元慰安婦証言記事（1991年）③西岡、櫻井両氏の植村氏批判（2014年）④札幌地裁からの移送申し立て（2015年）⑤「捏造記事」と主張（2015年）⑥植村氏側の反論（2018年）⑦櫻井氏への尋問（2018年3月）⑧西岡氏への尋問（2018年9月）⑨植村氏の長女への中傷発信元追及

「おわりに」から

北野さんは「おわりに」の最後で、つぎのように書いています。

最後に改めて、日本政府が慰安婦問題で表明した言葉を以下に掲げる。

慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。（2015年12月28日、日韓外相会談で慰安婦問題をめぐって日韓政府が合意した際の、岸田文雄外相の発言）

本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。（1993年8月4日、河野洋平内閣官房長官が発表した「河野談話」）

私自身も、この問題の取材を続けるにあたり、今後も常に心にとめておきたいと思う。

*

二つの談話を「常に心にとめておきたい」という意味について、北野さんにメールでお尋ねしたところ、以下の返信をいただきました。

この二つの談話は、とてもよく似ています。言うまでもなく2015年岸田発言は、1993年河野談話を引き写しているわけですが、この「コピペ」という行為にはいくつもの意味が読み取れます。一つは河野談

（2016年8月）⑩札幌地裁判決（2018年11月）⑪東京地裁へ忌避申し立て（2019年2月）⑫東京地裁判決（2019年6月）⑬高裁での主張（2019年）⑭札幌高裁判決（2020年2月）⑮東京高裁判決（2020年3月）

第12章 訴訟後も続く運動

①毎週火曜の街宣活動（2014年）②賛同署名呼びかけ（2018年2月）③英文表現で申し入れ（2018年7月）

話を見直したり否定したりしようとしていた安倍政権が、河野談話を引き継がなければならないと観念したということ。もう一つは、新しい表現をほとんど付け加えずコピペに徹したことで、安倍政権としては心ならずも、河野談話を嫌々ながら引き継ぐんだという本音をあからさまにしたこと。

とはいえ、両者はまったくイコールではなく、異なる部分にそれぞれの談話の意義があると思っています。岸田発言のほうは、「日本政府は責任を痛感している」「安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて」と述べている部分。政府に責任がある、安倍首相もそれを痛感している、ということ、言葉だけですが、強調しているということです。

そして、河野談話にあって岸田発言にない部分こそ、私が今回最も強調したいことだと考え、末尾に置きました。

「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」

拙著が発言や記述の細部にこだわり、とにかくあらゆることを書き残すという考え方で臨んだことも、河野談話のこの部分の精神を尊重し、永く記録にとどめたいと考えたからでもあります。安倍政権は河野談話を表面上は引き継ぎながら、河野談話の上記の部分削除したうえ、「今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する」と付け加えました。そのことにより、安倍政権の主眼が慰安婦問題を終わらせることにあり、歴史の記録や記憶、教訓を軽んじる考えであることを改めて示した、ということが言えるのではないかと考えています。

*

本書を出版された北野さんのご努力に敬意を表します。そして慰安婦問題は「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と同様に「国家権力犯罪に“時効”はない」との視点から注目していきます。さらに「捏造記者」との汚名を晴らすために闘っている植村隆さんが最高裁で勝利判決を勝ち取ることができるよう、引き続き支援していきたいと思っております。（福島 清）

不当解雇と闘い続けて10年 JAL争議に注目と支援を

2010年に165人が解雇された「JAL（日本航空）争議」（パイロット・山口宏弥団長、客室乗務員・内田妙子団長）は、今年の大晦日で丸10年を迎えます。経営者は株主総会で「解決したい」と表明をしたものの2年間にわたって何一つ進展せず、仲間たちは放置されたままとなっています。

下の写真はコロナ禍にあってもなお、闘いを強めようと神奈川の仲間たちが、8月22日に横浜で開いた支援集会です。この集会では毎日新聞・東海林智記者が、取材を通じて得たコロナ禍による生活苦問題などについて報告し、改めて争議解決を訴えました。

日本航空は、2009年暮れから10年にかけて、経営が悪化し倒産の危機に見舞われました。原因は、政府主導による不必要な飛行機の買入れ、ホテルなどの建設や他業種への参入、ドルの先物買いによる破綻一などにあると言われています。倒産を回避すべく経営陣は、ご多聞にもれず大量の人減らし計画を打ち出しました。

ねばり強い労使交渉もつづけられ、「解雇はしない」などの言質を取りました。ところが会社の提案に応え、希望退職者は予定数を上回る数に達しました。にもかかわらず会社は165名の解雇を通告してきたのです。JALの再建に乗り出した当時、京セラの会長・稲盛和夫氏は裁判のなかで「解雇の必要はなかった」とも証言したのです。

必要のなかった解雇が強行された。なぜか。解雇されたメンバーを見れば、理由ははっきりしています。会社に対して批判的な人たちだったからです。会社にモノ言う労働者が解雇されたのです。

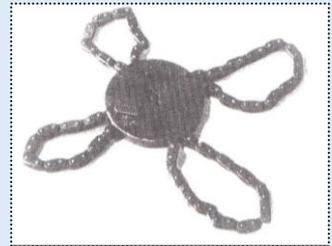
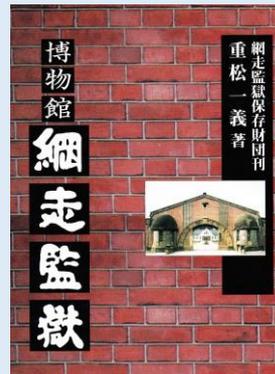
会社の経営は短期間でV字回復を遂げ、今では内部留保金は1兆円を超えています。争議団と労働組合は、希望者の雇用、解決金などの要求をまとめそれをテコに運動を広げています。まだまだ未知数ですが、運動を広げることが解決の近道です。

日本航空の不当労働行為が東京高裁で確定し、国際労働機構（ILO）からも解雇撤回を勧告されているにも関わらず解決しようといわない背景には、解雇を容

<コラム> 冤罪忘れるな! ④

極寒、1年目は酷かった 『博物館 網走監獄』

「網走の1年目は酷かった。氷点下の気温の中、何日も夜通し吹きさらしだった」。先号・マライーニ『随筆日本』の中で、宮澤弘幸は、こう訴えている。山と雪と氷に憧れた宮澤だが、監獄の冬は北国の貌を一変する。1943年6月、23歳で投獄され、2冬まる2年を堪え仙台の宮城刑務所へ移監となった。全期間、2畳半ほどの非転向者用の独房だったと思われる。



蟹鉗(蟹刑) 宮澤弘幸が最も怖れた制裁具。手足を同時に拘束された。いまは使われていない。

刊行は網走監獄保存財団で、著者は同財団顧問の重松一義。戦後、網走刑務所が全面改築（1990年10月新築落成）されたのを機に、宮澤らが收容された放射状舎房などの遺構が網走監獄保存財団に払い下げとなり、博物館仕立てで移築復元（1985年10月）された。刊行は、このガイドブックを兼ね、旧刑務所の全史を収め、全体像を遺している。行政記録とは違った視点からの編纂で、受刑者のうめきも伝わってくる。

◆ ◆ ◆
「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部=冤罪の真相 第2部=冤罪事実の条条検証
資料編=判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付=重要事項索引

申し込みは本会事務局までFAX・メールで（1面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

認する国の姿勢があります。その意味では、この不当解雇は国家権力による犯罪だと言っても過言ではありません。ご支援をお願いいたします。（水久保文明）

